

令和7年度「面倒見のいい病院」機能強化推進事業業務委託 仕様書

1 事業の背景及び目的

将来の医療ニーズに対応できる医療提供体制の構築を目指し、各病院が担うべき医療機能を発揮できるよう、県では機能分化と強化、連携促進に取り組んでいる。この中で、地域包括ケアシステムを支える役割を担う病院を「面倒見のいい病院」と称しており、県内の各病院が自病院の「面倒見のいい病院」としての立ち位置や進む方向を明確化できるよう、「面倒見のいい病院」機能を「見える化」する指標の検討、作成、見直し及び病院へのフィードバックを平成30年から行っている。また「面倒見のいい病院」機能の向上のために、シンポジウムの開催や事例集配付による優良事例の病院等への横展開、令和3年度から県民向けのWEBページ開設ならびにリーフレットの作成を行い本取組の周知を図っている。

本年度は、これまで行ってきた指標作成、優良事例の紹介等の取組は継続しつつ、医療需要の急激な変化や、国が示した「新たな地域医療構想」の姿を踏まえ、「面倒見のいい病院」の取組を、今後どのように発展させていくかを検討していく。また、県民に対して、病院や医療・介護のサービスを提供する機関は、相互の役割分担と連携により最適なサービスを個人へ提供していることの理解を深めるためのツール作成にも取り組む。

<「面倒見のいい病院」について>

奈良県では、重症な患者に対する救急医療や高度医療に責任を持って対応する病院を「断らない病院」と呼ぶ一方、高齢化社会に対応して地域の医療・介護事業所と連携し「在宅への復帰支援と在宅からの受け入れ」「QOL・自己決定の尊重・支援」を行うことで地域包括ケアシステムを支える病院を「面倒見のいい病院」と呼んでいる。

2 業務概要

(1) 名称

令和7年度「面倒見のいい病院」機能強化推進事業業務委託

(2) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月23日（月）まで

3 委託業務の内容

受託者は、以下に記載の業務を実施すること。業務の詳細な内容については、県と協議の上決定する。また、業務に必要な前年度の資料は県が提供する。

(1) 指標検討会の開催支援、事業コンセプトの再検討

医師・看護師等の有識者による指標検討会の協議内容の検討を行い、資料を作成するとともに、会議運営を支援すること。指標検討会では、指標のみではなく本業務全体について協議している。

ア 指標検討会は2回開催すること。

- イ 資料は指標検討会の3営業日前に完成させること。
- ウ これまでの「面倒見のいい病院」の取組の成果を確認するとともに、新たな地域医療構想やかかりつけ医機能報告制度など、近年の国の動向を踏まえ、「面倒見のいい病院」の事業コンセプトをどのように見直していくべきかを検討し、協議内容に盛り込むこと。
- エ 原則オンライン会議とし、受託者にてURL等を準備すること。
- オ 指標検討会にて説明を求められた際は説明を行うこと。
- カ 議事録を作成すること。

(2)-① 令和7年度版「面倒見のいい病院」機能の「見える化」指標の作成

前年度に作成した「面倒見のいい病院」機能の「見える化」指標を元に、新たな地域医療構想、かかりつけ医機能報告制度、診療報酬改定等の動向を踏まえ、加除する項目を検討するとともに、令和7年度版の指標を作成すること。

- ア 第1回指標検討会に、指標案や指標算定のための県内病院宛のアンケート案を示すこと。
- イ 第1回指標検討会の内容を踏まえ、指標算定、アンケートの回収及び集計を行うこと。
- ウ 算定結果やアンケートの集計結果は第2回の指標検討会に報告するため、第2回指標検討会までに令和7年度版の指標を作成すること。
- エ レセプトデータから算定した元データは、県が提供する。
- オ 施設基準の届出状況は、受託者が厚生労働省近畿厚生局のホームページで公開されている情報から取得するとともに、ホームページで公開されていない項目については、厚生労働省近畿厚生局から取得すること。
- カ その他、指標算定に当たり必要となる資料は原則、受託者にて準備すること。
- キ 指標算定の経過については、後から検算を行うことがあった際に県にて確認ができるようにすること。

<参考情報>

前年度指標の項目数及びデータ数一覧（A～Gの7領域の説明は、別添1参照）

	領域							
	A	B	C	D	E	F	G	その他
大項目数	1	1	1	1	1	1	1	1
中項目数	7	5	1	4	4	4	2	1
小項目数	43	56	9	57	20	19	14	3
以下、使用データ数								
レセプト (一部介護レセ)	20	39	4	41	13	8	5	0

施設基準	10	7	0	13	3	5	3	0
アンケート	11	9	4	3	4	5	6	3
病床機能報告	1	1	1	0	0	0	0	0
その他 (県 HP 情報等)	1	0	0	0	0	1	0	0

※アンケートの内容は、レセプトデータや施設基準等で測れない項目の補完を目的としている。

※その他はコロナ禍での対応について

< 評点化例 >

- ・ Y 領域、大項目数 1、中項目数 2 (Y 1 ~ Y 2)、小項目数 7 (データ数：レセプト 3、アンケート 2、施設基準 2) と仮定

領域	Y ○○の連携・支援						
機能区分	Y 1. ○○のサポート				Y 2. □□の取り組み		
評価項目	XX 加算 1 の算定 件数	XX 加算 2 の算 定件数	XX 病 床の有 無	○○の 状況	λ λ 加 算の算 定件数	Σ 病床 の有無	○△の 実施状 況
種別	レセプト	レセプト	施設基準	アンケート	レセプト	施設基準	アンケート
評点配分	1/4	1/4	1/4	1/4	1/3	1/3	1/3

※実際の算定では偏差値化等を行う。

※領域＝大項目、機能区分＝中項目、評価項目＝小項目

(2)-② 指標のフィードバック資料の作成

算定した指標を県内病院にフィードバックする資料を、病院ごとに作成すること。なお、資料は原則として前年度の様式を踏襲すること。また、県へ納品する際は、紙媒体と電子データの両方を納品すること。

作成する資料は以下のとおり。(全ページカラー)

- ア 各病院の指標算定結果：紙媒体 75 部 (各病院ごとに 1 部)
 - ・ A 3 の 15 ページ (表紙を含む、データは病院ごとに異なる)
- イ 指標の見方ガイドブック (本体)：紙媒体 200 部
- ウ 指標の見方ガイドブック (別冊)：紙媒体 200 部

(2)-③ 県内病院での指標の活用状況アンケートの実施

病院での指標の活用状況を把握するためのアンケートを実施し、結果を指標検討会に報告すること。

- ア 第1回指標検討会にアンケート案を示すこと。
- イ アンケートは受託者が回収及び集計を行い、アンケートの集計結果を第2回指標検討会に報告すること。
- ウ 報告には、病院が指標をより活用する方法についての考察を盛り込むこと。

(3)-① 事例ペーパーの作成

「面倒見のいい病院」の各領域に関係した取組みを県内病院間で情報共有するため事例ペーパーを作成すること。デザインは前年度の事例ペーパーを踏襲すること。

- ア 2回以上作成することとし、1回目は12月末までに納品すること。
- イ 1回当たり1病院に取材を行い、記事を作成すること。
- ウ 取材対象病院は、受託者が検討し県に協議した上で決定すること。
- エ 取材に要する費用は受託者から対象者へ支払うこと。
- オ 事例ペーパーはA4サイズ4面を予定とする。
- カ 1回の作成ごとに紙媒体850部と電子データで納品すること。
- キ 取材内容は音声又はテキストにて保管し、県から提出を求められた際は提出すること。

(3)-② シンポジウムの開催

「面倒見のいい病院」の7領域のうち1領域に関係する事例発表者を招き、県内病院の医療従事者や医療・介護関係者に、優良事例を紹介するシンポジウムを開催すること。

- ア 集合形式又はオンライン（Zoom等）で、2回開催すること。
- イ 原則、受託者が運営すること。
- ウ 参加者の募集や取りまとめは、受託者にて行うこと。
- エ 会場使用料、システム利用代金等が発生した場合は、受託者が支払を行うこと。
- オ 第1回は、県が事例発表者を選定する。
- カ 第2回は、受託者は県と協議した上で事例発表者を選定し、指標検討会に報告すること。なお、事例発表者は県内・県外を問わないものとする。
- キ 事例発表者等の旅費や謝金については、受託者から対象者へ支払うこと。
- ク 記録動画を作成すること。

(4) リーフレットの作成

「面倒見のいい病院」の概念について、広く周知するリーフレットを作成すること。

- ア リーフレット作成のための集中検討会を2～3回開催し、その際にリーフレット案を示すこと。
- イ リーフレットはA4サイズ4面とする。
- ウ リーフレットは前年度の検討結果を踏まえ、検討すること。
- エ リーフレットのデザイン、図及び絵等については、納品後に「面倒見のいい病院」事業のガイドブック等での活用、次年度以降の本事業での活用、他の県の事業において使用することがあるため、これを承諾すること。

オ 紙媒体と電子データの両方を納品すること。なお、紙媒体の部数は1,500部とする。

4 成果品

(1) 成果品

成果品は、紙媒体及び電子データで下表のとおり納品すること。なお、電子データは原則としてWord、Excel、PowerPointのいずれかとする。

	成果品	納品形式及び期日
(1)	指標検討会の資料	指標検討会開催日の3営業日前に電子データにて納品
(1)	指標検討会の議事録	各指標検討会の開催後1週間以内に電子データにて納品
(2)-①	評点の算定結果	電子データにて納品
(2)-①	指標算定のためのアンケートの集計結果	電子データにて納品
(2)-②	指標のフィードバック資料	紙媒体及び電子データにて納品
(2)-③	指標の活用状況アンケートの集計結果	電子データにて納品
(3)-①	事例ペーパー	紙媒体及び電子データにて納品
(3)-②	シンポジウムの資料	開催日3営業日前に電子データにて県へ納品
(3)-②	シンポジウムの記録動画	開催後1カ月以内に電子データにて納品
(4)	リーフレット	紙媒体及び電子データにて納品

(2) 納品方法

成果品については、以下の条件を満たすこと。

ア 指定がないものの用紙サイズは日本産業規格A列4番を原則とする。なお、資料の視認性を考慮し、日本産業規格A列3番を使用してもよい。

イ 成果品は全て日本語で作成すること。ただし、日本国においても、アルファベット表記で表記されることが一般的な文言については、そのまま記載することができる。

ウ 図表等の元データも納品すること。また、本年度新たに作成された図表等のデータを利用することについて、利用範囲や費用負担等については県と協議し決定すること。

エ 電子媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認等を行い、成果品に不正プログラムが混入することのないよう適切に対処すること。

オ 成果品の作成及び納品に当たり、内容や構成等について県が指摘した場合には、受託者は必要な修正を行った後、県の承認を得て指定した日時までに修正が反映された成果品を納品すること。

(3) 納品場所

奈良県福祉保険部医療政策局地域医療連携課医療企画係（県庁主棟3階）

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地

※県が納品場所を別途指示する場合は、この限りではない。

5 スケジュール（予定であり、詳細は県と協議の上決定する）

月	内 容
9 月	第1回シンポジウム開催
10 月	第1回指標検討会開催
11 月	指標算定のためのアンケート実施
12 月	第1回事例ペーパー納品
1 月	第2回シンポジウム開催 指標の活用状況アンケート実施
2 月	第2回指標検討会開催
3 月	第2回事例ペーパー納品 指標のフィードバック資料納品 リーフレット納品

6 業務処理の注意事項

業務の遂行に際しては、委託業務の実施状況を定期的に報告するなど、県との連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

7 実施体制表の提出

受託者は、本事業委託を円滑に遂行できる事業推進体制を整備するとともに、実施体制表（組織図等）を作成し、契約後速やかに県に提出すること。

8 統括責任者の選任

受託者は業務の遂行に必要な指導監督を行う統括責任者を1名選任すること。この者が交替する場合には、あらかじめ県と協議すること。

9 打合せについて

(1) 定例打合せについて

原則1週間に1回、県と受託者は定例打合せを行うこととする。ただし、事業の進捗状況により県と受託者双方の協議の上、回数を増減させることができる。

(2) 開催方法

原則オンライン会議とし、受託者にてURL等を準備すること。

(3) その他

- ア 統括責任者は原則定例打合せに出席すること。ただし、やむを得ない場合に限り、代理の者の出席を認める。
- イ 定例打合せの開催後は、議事録を作成し県へ提出すること。
- ウ その他、関係者と打合せを行う際に同席を求めることがある。

(4) 指標検討会の事前説明

指標検討会前に行う座長への事前説明に出席すること。また、この事前説明は原則オンラインで行うため、受託者にて URL 等を準備すること。

10 再委託に関する事項

- (1) 受託者は、受託業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。
- (2) 受託者は、受託業務の一部を再委託する場合は、再委託先ごとに以下について明記したものを事前に書面で申請し、県の承諾を得なければならない。
 - ア 再委託の相手方（相手方の名称、代表者氏名、住所、連絡先等）
 - イ 再委託する業務の内容
 - ウ 再委託を行う理由
 - エ 再委託の相手方を選定した理由
 - オ 再委託契約(予定)金額
 - カ その他必要と認められる事項（業務履行に必要な人員・技術等の有無、適格性の有無等）
- (3) 再委託先において、本業務仕様書等に定める事項に関する義務違反又は懈怠があった場合には、受託者が一切の責任を負うとともに、県は当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。
- (4) 再委託先が更に再委託を行う場合は(2)～(3)までについて、本事業の受託者が責任を持って対応すること。

11 留意事項

- (1) 受託者は、業務の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に処理しなければならない。また、業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。
- (3) 本業務により得られた成果及び著作権は、県に帰属するものとし、県は、本業務の成果品を本仕様書に記載の各業務、普及啓発及び福祉保険部で行う会議資料等、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。なお、著作権譲渡に関する経費は委託料に含めること。
- (4) 成果品の第三者への提供や内容の転載及び研究目的の使用について、受託者は県に協

議し了解を得た場合に行うことができる。

- (5) 契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、全て受託者の負担とする。
- (6) この業務の実施に当たって疑義が生じた場合には、県と受託者が協議して定めるものとし、この協議が調わないときは、県の決定するところによるものとする。
- (7) 別紙「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」に記載の事項を遵守すること。
- (8) (1)～(7)の事項に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害補償させる場合がある。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。